平成２１年（フ）第９３１８号
大阪市西成区玉出西２丁目６番18号
債務者　小畑　譲二
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３２０号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目９番11号
債務者　藤嵜　栄子（旧姓生駒）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１６号
秋田県仙北市田沢湖生保内字中生保内３番地５
債務者　進藤りゅう子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第８７３号
岡山市北区伊福町２丁目７番21号　辻村マンション107、前住所岡山市三門中町４番19号205号室
債務者　梶田　喜美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９３号
岡山市中区平井６丁目10番29号
債務者　長谷川留美子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９６号
岡山県倉敷市児島上の町４丁目２番13号
債務者　瀬戸川　敦
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０２号
岡山市南区南輝３丁目１番５号　第２セフティー１　B201
債務者　山瀬　哲子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１４号
岡山市東区豊田283番地
債務者　奥山　秀光
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３１号
岡山県玉野市田井３丁目28番５号
債務者　山門アケミ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０６９号
神奈川県藤沢市大庭5055―13　西部団地３―７―756、住民票上の住所神奈川県藤沢市村岡東３丁目14番地の10
債務者　大友　伸浩
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７６号
東京都羽村市小作台２丁目17番地15小作台エンジェルハイツ105
債務者　晝間　一三
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４３２号
東京都青梅市木野下１丁目154番地の５
債務者　町田　智美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３５３号
広島県福山市新涯町１丁目18番６号　しんがいセントラルハイツＢ―102、旧住所岡山県笠岡市笠岡4482番地２
債務者　水田　　学
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第７８５号
愛知県岡崎市大門５丁目22番地16　レオパレス大門117
債務者　佐藤　友昭
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５５号
神奈川県相模原市二本松１丁目22番４号　ラ・セジュールＵＧ206
債務者　根本　　昇
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部